

2020年度業績のご報告

預金積金は、信頼とともに順調に増加しています

◆ 預金積金残高

(単位:百万円)



預金積金残高は、個人および事業者の方のお取引先数の増加等により取引基盤の充実に努めた結果、多くのお客さまよりご信頼をいただき前年度比90,512百万円増加の869,720百万円となりました。

今後もより多くのお客さまに安心してお取引引きいただけるよう努めます。

預り資産残高は、終身保険・平準払い保険、個人向け国債、投資信託の残高が前年度比増加となりました。特に、投資信託は前年度3月末からの基準価額の上昇により、1,440百万円増加しましたが、それ以上に年金保険の満期が多くあり、預り資産全体では前年度比700百万円減少となりました。

年金振込件数は、社会保険労務士による無料の年金相談会の開催等により、新たに年金のお振込先としてご指定いただき、前年度比231件増加し、46,596件となりました。

◆ 預り資産残高

(単位:百万円)



◆ 年金振込件数(2月振込実績)

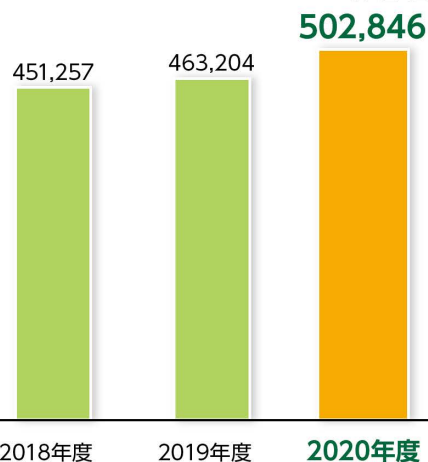
(単位:件)



貸出金は、地域の活性化にお役立ていただいています

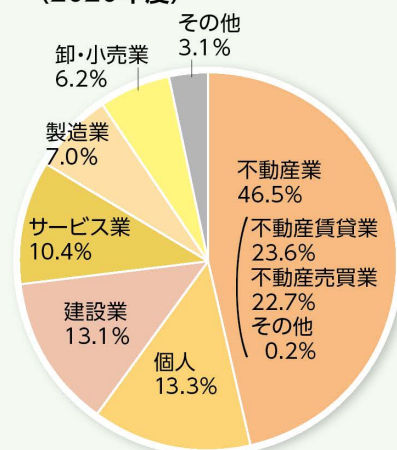
◆貸出金残高

(単位:百万円)

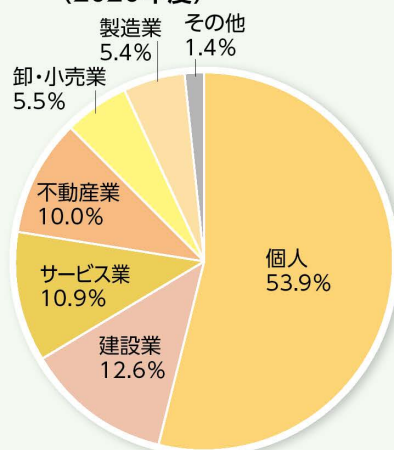


貸出金残高は、新型コロナウイルス感染症対応融資を始めとした新規融資に積極的に取り組んだ結果、前年度比39,642百万円増加の502,846百万円となりました。また、特定の業種に偏ることがないように努めています。

◆貸出金の業種別内訳 (2020年度)



◆貸出先数の業種別内訳 (2020年度)



◆貸出金の金額別先数内訳 (2020年度)

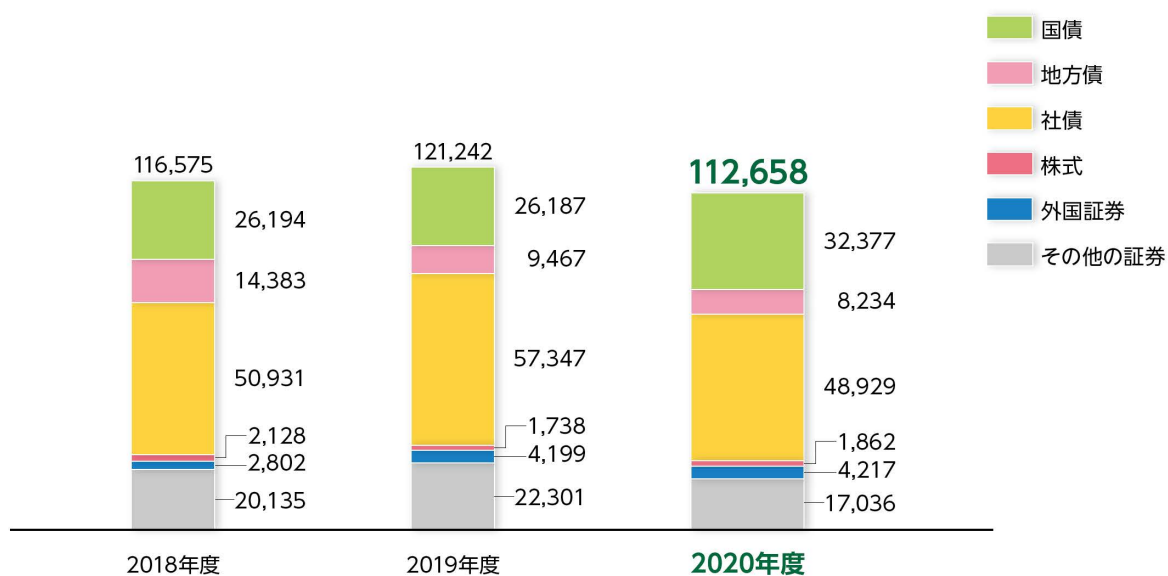


有価証券は、安全性を重視して運用しています

お客さまからお預かりした大切な資金は、貸出金として地域の皆さまにご利用いただく以外に、国債や社債などの安全性を重視した国内債券を中心に有価証券で運用しています。2021年3月末の有価証券残高は、株価上昇時に有価証券の一部売却を図ったほか、債券の満期償還分を低金利環境のため、再投資を控えたことから、前年度比8,583百万円減少の112,658百万円となりました。

◆有価証券残高

(単位:百万円)

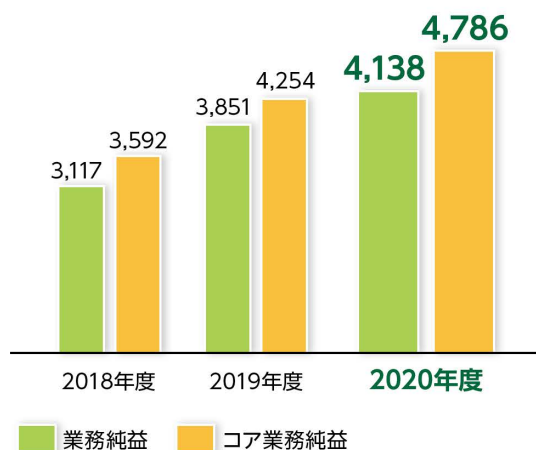


損益の状況

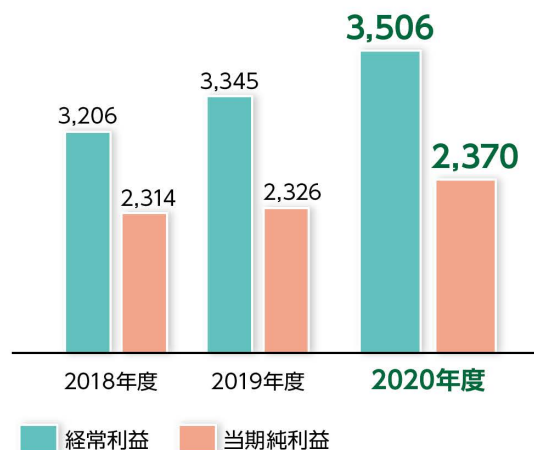
金融機関の本業の収益を示す業務純益は、資金運用収益の増加や経費の削減等により、前年度比287百万円増益の4,138百万円となりました。また、業務純益から一般貸倒引当金繰入額と国債等債券運用損益を除いたコア業務純益は、前年度比532百万円増益の4,786百万円となりました。

経常利益は前年度比160百万円増益の3,506百万円、当期純利益は前年度比43百万円増益の2,370百万円となりました。

◆業務純益とコア業務純益 (単位:百万円)



◆経常利益と当期純利益 (単位:百万円)



自己資本比率は、国内基準を大きく上回っています

自己資本比率は、金融機関の健全性や安全性を示す重要な経営指標の一つです。

2020年度の自己資本比率は11.20%となり、国内業務をおこなう金融機関に求められている4%以上の規制比率を大きく上回る水準となっています。

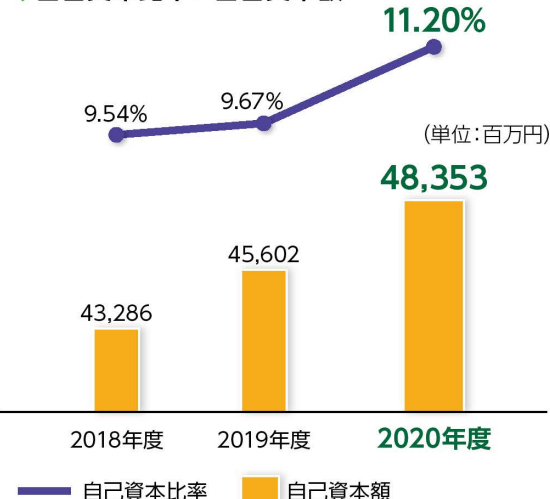
また、自己資本比率計算の分子となる自己資本額は、前年度比2,751百万円増加の48,353百万円となりました。

◆自己資本の構成(2020年度) (単位:百万円)

自己資本額(A)	48,353
コア資本に係る基礎項目	48,471
うち出資金	2,299
うち内部留保	43,461
うちその他	2,710
コア資本に係る調整項目	117
リスク・アセット等(B)	431,691
自己資本比率(A) ÷ (B)	11.20%

(注) 内部留保 = 利益準備金 + 特別積立金 + 繰越金

◆自己資本比率と自己資本額



信用金庫法で定められているリスク管理債権と保全状況

リスク管理債権の対象債権は貸出金のみで、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」からなります。回収には相当のリスク管理が必要なものもありますが、回収に懸念のない債権も多く含まれています。

2020年度のリスク管理債権額は、前年度比167百万円増加し、16,096百万円となりました。

あおしんでは、担保・保証額については、担保は路線価の70%で評価、また保証は、信用保証協会等の優良保証としており、人的保証は含まない等、厳格な自己査定を実施しています。

リスク管理債権16,096百万円に対して、確実に回収が見込まれる担保・保証額13,159百万円と貸倒引当金1,941百万円があり、93.81%が保全されています。また、これらの他にも特別積立金等の内部留保もあり、備えは万全を期しています。

(単位:百万円・%)

区 分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破 綻 先 債 権	2019年度	557	449	107	100.00
	2020年度	239	233	6	100.00
延 滞 債 権	2019年度	15,172	13,014	1,125	93.19
	2020年度	15,688	12,828	1,926	94.05
3ヵ月以上延滞債権	2019年度	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2019年度	199	142	14	78.68
	2020年度	168	97	8	63.27
合 計	2019年度	15,928	13,605	1,248	93.25
	2020年度	16,096	13,159	1,941	93.81

1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めをおこなった貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

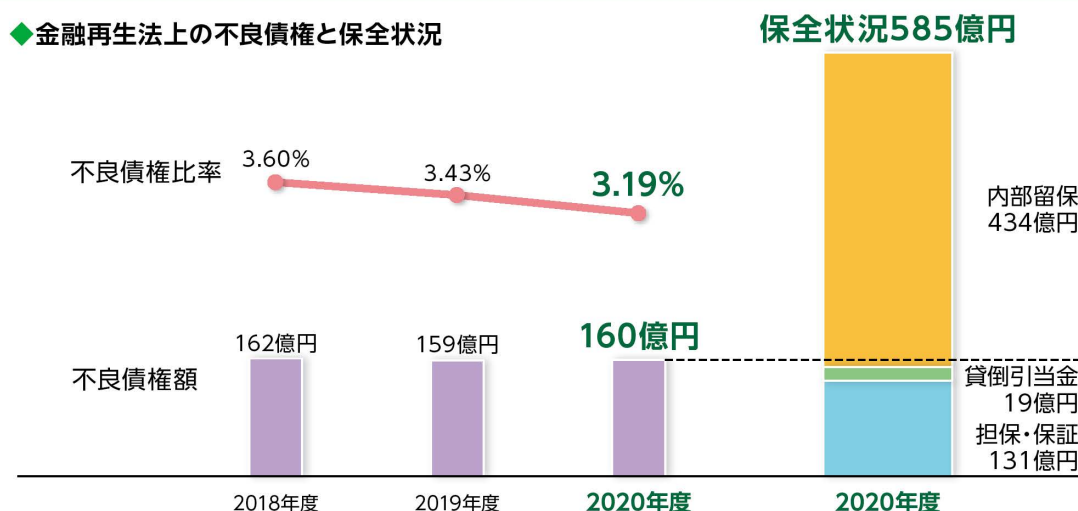
金融再生法で定められている開示債権と保全状況

金融再生法の対象債権はリスク管理債権と一部異なり、貸出金のほか、債務保証見返、外国為替、未収利息等の資産を含みます。

2020年度の金融再生法上の不良債権額は前年度比167百万円増加し、16,097百万円になりました。また、不良債権比率は前年度より0.24%低下し、3.19%となりました。

不良債権合計額16,097百万円に対し、確実に回収が見込まれる担保・保証額と貸倒引当金の合計額15,101百万円があり、93.81%が保全されています。この他にも特別積立金等の内部留保があり、盤石な態勢をとっています。

◆金融再生法上の不良債権と保全状況



(単位:百万円・%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の 不良債権	2019年度	15,929	14,854	13,606	1,248	93.25	53.72
	2020年度	16,097	15,101	13,160	1,941	93.81	66.11
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	2019年度	2,265	2,265	1,916	348	100.00	100.00
	2020年度	1,945	1,945	1,722	222	100.00	100.00
危険債権	2019年度	13,465	12,432	11,548	884	92.33	46.14
	2020年度	13,983	13,049	11,340	1,709	93.32	64.68
要管理債権	2019年度	199	156	142	14	78.68	25.62
	2020年度	168	106	97	8	63.27	12.39
正常債権	2019年度	447,695					
	2020年度	487,721					
合 計	2019年度	463,625					
	2020年度	503,818					

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。